

(別紙)

固定資産税等の軽減措置の概要

対 象	経 緯	軽減の割合等
小規模住宅用地 (面積 200 m ² までの部分)	○創設 昭和63年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	都市計画税 $\frac{1}{2}$
小規模非住宅用地 (面積 400 m ² 以下の土地のうち 200 m ² までの部分)	○創設 平成14年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和 ・ 中小企業の支援	固定資産税 } 都市計画税 } 2割
商業地等 (負担水準が65%を超える商業地等)	○創設 平成17年度 ○目的 ・ 過重な負担の緩和	固定資産税 } 負担水準65% 都市計画税 } に相当する税額 まで軽減

※ 対象は23区内の土地です。